

令和5年度山形県がん教育総合支援事業

学習指導要領が改訂され、中学校及び高等学校においては、がんについても取り扱うことが新たに明記され、学習指導要領の対応を検討する必要がある。

↓ 背景

- ・第三期がん対策推進基本計画（平成29年度～令和4年度）
「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」
- ・第四期がん対策推進基本計画（2023年度～2028年度）
「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す」
- ・山形県誰もがががんを知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例
（平成28年12月27日公布・施行 山形県条例第60号）
「全ての県民が、がんを知り、がんを防ぎ、がんと向き合い、がんと共生していくことができる社会の実現を目指す」

<事業の目的>

学校における「がん教育」の内容や方法について、推進校での授業実践や指導者・外部講師研修会の開催により学習指導要領に対応した効果的な「がん教育」のあり方を検討し、県内各学校でのがん教育の推進を図る。

令和5年度山形県がん教育総合支援事業

- ① **【がん教育推進協議会の設置】**
がん教育の在り方・推進の検討
年2回開催（7月、2月）



②

③

【指導者・外部講師研修会の開催】

がん教育の実践に向けた研修会
令和5年10月26日(木)

<対象>

学校の教員（小・中・高・特支）、保健主事
養護教諭、管理職、学校医、医療関係者
がん経験者等

<内容>

- ・外部講師による講演（野津有司氏）
- ・推進校実践例の紹介

【推進校での実践】

健康教育、いのちの教育に位置づけた
「がん教育」の在り方

<対象校>

【高校】荒砥高校、東桜学館高校

【中学校】大蔵中学校、東桜学館中学校

<内容>

- ・保健分野（中）、科目保健（高）等において
のがん教育
- ・外部講師を活用しての講演

【健康福祉部との連携】

子どもから大切な家族へ、検診受診を促す
メッセージ事業を実施